

鳥栖市地域建設業経営強化融資制度に伴う工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市と工事請負契約を締結している請負者のうち、中小・中堅元請建設業者（原則として、資本の額若しくは出資の総額が2,000,000,000円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の建設業者をいう。以下「元請負人」という。）が、「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国総建第196号、国総建整第154号）により創設された地域建設業経営強化融資制度に基づき工事請負代金債権を譲渡すること（以下「債権譲渡」という。）について、鳥栖市契約事務規則（昭和39年規則第21号。以下「規則」という。）第36条第1項ただし書の規定により市長が承諾する場合の取扱いその他の必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 債権譲渡の承諾の対象とする工事（以下「対象工事」という。）は、本市と元請負人との間で契約を締結している建設工事とする。ただし、次に掲げる工事を除く。

- (1) 附帯工事、受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事（受託工事、協定書等に基づく負担金を財源とする工事で、債権を譲渡してはならない旨の定めがある工事をいう。）
- (2) 債務負担行為に係る工事、繰越工事その他の工期が複数年度にわたる工事。ただし、次に掲げる工事を除く。
 - ア 債務負担行為の最終会計年度の工事であって、かつ、当該年度内に完了が見込まれる工事
 - イ 前年度から繰り越された工事であって、かつ、現年度内に完了が見込まれる工事
- (3) 本市が役務的保証を必要とする工事
- (4) その他元請負人の施行する能力に疑義が生じている等債権譲渡を承諾するに当たり不適當な事由がある工事

(譲渡債権の範囲)

第3条 工事請負代金債権を譲渡できる額の範囲は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 対象工事が完成した場合 規則第42条に規定する検査に合格し、本市が引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額（当該工事請負金額に変更が生じた場合は、変更後の額。次号において同じ。）から前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する本市の請求権に基づく金額を控除した額
 - (2) 対象工事の工事請負契約が解除された場合 規則第42条に規定する検査に合格し、本市が引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金その他の本市の請求権に基づく金額を控除した額
- 2 工事請負代金債権を譲渡できる額は、当該工事請負契約の内容に変更が生じた場合は、工事請負代金額の増減に連動して増減するものとする。

(支払計画等の提出)

第4条 元請負人は、債権譲渡先から融資を受けるときは、融資申請時までの当該工事に

係る下請負人等への代金の支払状況及び本制度に基づく融資による借入金の当該工事に係る下請負人等への支払計画に関する書類を債権譲渡先に提出し、債権譲渡先において確認するものとする。

2 保証事業会社は、債権譲渡先から、下請負人等への代金の支払状況及び支払計画に関する書類の写しの送付を受けて確認するものとする。

(債権譲受人)

第5条 債権を譲り受けることができる者（以下「債権譲受人」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に規定する公益法人である建設業者団体
- (2) 建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本制度に係る元請負人への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であつて、元請負人への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業（中小・中堅元請建設業者に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債券発行に関する指示を含む。）を行う者

(債権譲渡の承諾の時期)

第6条 債権譲渡の承諾を行う時期は、対象工事の出来高（第2条第2号アに該当する場合は、最終年度の工事における出来高）が2分の1以上に到達したと認められる日以後とする。

(債権譲渡の承諾の手続)

第7条 債権譲渡の承諾を受けようとするときは、債権を譲り渡そうとする元請負人（以下「債権譲渡人」という。）及び債権譲受人が共同して、次に掲げる書類を当該工事に係る予算を執行する担当課（以下「発注課」という。）に提出するものとする。

- (1) 債権譲渡承諾申請書（様式第1号） 3通
- (2) 市長が債権譲渡を承諾することを成約条件とした債権譲渡契約証書（以下「債権譲渡契約証書」という。）の写し 1通
- (3) 工事履行報告書（様式第2号） 1通
- (4) 債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書（発行日から3月以内のものに限る。）
- (5) 保証委託契約約款等において工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合は、当該保証人等の承諾書 1通

(債権譲渡の承諾等の手続)

第8条 発注課は、前条に規定する申請書等の提出があつたときは、速やかに債権譲渡を承諾するに当たって必要な事項を確認するものとする。

2 発注課は、前項の確認の結果、債権譲渡を承諾するときは、確定日付を付した債権譲渡承諾書（様式第1号）により、債権譲渡人及び債権譲受人に通知する。

3 発注課は、第1項の確認の結果、債権譲渡を承諾しないときは、債権譲渡不承諾通知書（様式第3号）に理由を付し、債権譲渡人及び債権譲受人に通知する。

4 前項の規定による承諾又は不承諾の通知は、前条に規定する申請書等の提出があつた日から7日以内（鳥栖市の休日を定める条例（平成元年条例第33号）第1条に規定す

る市の休日を除く。) に行うものとする。

- 5 発注課は、債権譲渡の申請及び承諾の状況について、債権譲渡整理簿（様式第4号）を作成し、管理しなければならない。

（融資実行の報告等）

第9条 債権譲渡人及び債権譲受人は、市長による債権譲渡の承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行されたときは、速やかに連署にて融資実行報告書（様式第5号）を発注課に提出するものとする。

- 2 債権譲渡人は、金融機関から対象工事に関する資金の貸付けを受けるため、保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）による金融保証を受けたときは、速やかに発注課に公共工事金融保証証書の写しを提出するものとする。

- 3 発注課は、第1項の規定により融資実行報告書の提出があったときは、遅滞なく工事請負代金の振込先を債権譲受人の指定する口座に変更する手続を行うものとする。

（債権金額の請求）

第10条 債権譲受人は、確定した債権金額を請求するときは、次に掲げる書類を発注課に提出しなければならない。ただし、登録上の印鑑が債権譲渡の承諾申請時と同一の場合は、第4号に規定する書類を省略することができる。

- (1) 請求書 1通
- (2) 債権譲渡承諾書の写し 1通
- (3) 債権譲渡契約証書の写し 1通
- (4) 債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書（発行日から3月以内のものに限る。） 各1通

- 2 前項の書類を提出する時期は、債権譲渡人が工事目的物の引渡しを行った日以後（対象工事の工事請負契約が解除された場合は、当該対象工事の出来形部分の引渡しを行った日以後）とする。

- 3 債権譲渡人及び債権譲受人は、本市が債権譲渡の承諾をした日以後においては、規則第38条に規定する中間前払金及び規則第39条に規定する部分払金を請求することはできない。

附 則

- 1 この要領は、平成21年12月7日から施行する。
- 2 この要領は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要領は、平成23年1月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年3月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年3月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

債権譲渡承諾申請書

年 月 日

鳥栖市長 様

請負者

(譲渡人) 住所
氏名

実印

(譲受人) 住所
氏名

実印

譲渡人(以下「甲」という。)と譲受人(以下「乙」という。)との間で 年 月 日に締結した債権譲渡契約に基づき、甲が貴殿に対して有する下記工事の請負代金債権を乙に譲渡することにつき、鳥栖市契約事務規則(昭和39年規則第21号。以下「規則」という。)第36条第1項ただし書の規定による承諾をいただきますようお願いいたします。

乙においては、この譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、当該工事の工事目的物に係るかし担保責任は当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

また、甲及び乙は、規則第38条に規定する中間前払金及び規則第39条に規定する部分払金については、貴殿による債権譲渡の承諾の日以後は請求しません。

記

1 工事名

2 工事場所

3 工期 自 年 月 日
至 年 月 日

4 (1) 請負代金額	金	円	ただし、契約変更により増減が生じた場合は、変更後の額による
-(2) 前払金額	金	円	
-(3) 中間前払金額	金	円	
及び部分払金額	金	円	
(4) 債権譲渡額	金	円	(年 月 日現在見込額)

ただし、契約変更により増減が生じた場合は、変更後の額による

債権譲渡承諾書

年 月 日

〔甲〕 御中

〔乙〕 御中

上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、鳥栖市契約事務規則（昭和39年規則第21号。以下「規則」という。）第36条第1項ただし書の規定により承諾します。

なお、この承諾によって本件請負工事の工事目的物に係る甲のかし担保責任が一切軽減されるものではないことを申し添えます。

また、甲及び乙は、規則第38条に規定する中間前払金及び規則第39条に規定する部分払金をこの債権譲渡の承諾以後においては請求できないものとします。

記

- 譲渡できる甲の工事請負代金債権の額は、次のとおりとする。なお、契約変更により請負代金額に増減が生じる場合は、債権譲渡承諾申請書4(1)及び(4)の金額は変更後の金額とする。
 - 本件請負工事が完了した場合は、規則第42条の検査に合格し、本市が引き渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の本市の請求権に基づく金額を控除した額とする。
 - 本件工事請負契約が解除された場合は、規則第42条の検査に合格し、本市が引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の本市の請求権に基づく金額を控除した額とする。
- 甲及び乙は、この承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合は、速やかに連署にて本市に融資実行報告書を提出する。
- 甲は、本件請負工事に関する資金の貸付けを受けるため、保証事業会社による金融保証を受けた場合は、速やかに公共工事金融保証証書の写しを本市に提出する。
- この譲渡債権は、乙の甲に対する本件請負工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該請負工事に関して甲に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、その他の債権を担保するものではない。
- 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し、質権を設定し、その他債権の帰属及び行使を害すべき行為を行わない。
- 保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保は、乙が責任をもって行うこととし、本市は関与しない。

(発注者) 鳥栖市長

印

確定日付印欄	承諾番号

債権譲渡不承諾通知書

第 号
年 月 日

[甲] _____ 御中

[乙] _____ 御中

鳥栖市長



年 月 日に依頼のありました公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、次の理由により承諾しません。

(1) 工 事 名	第 号
(2) 工 事 場 所	
(3) 契 約 年 月 日	年 月 日
(4) 承 諾 し な い 理 由	

融資実行報告書

年 月 日

鳥栖市長 様

(甲) 譲渡人 住所
借入人 氏名

実印

(乙) 譲受人 住所
貸付人 氏名

実印

甲が鳥栖市に対して有する下記債権の譲渡につき、年 月 日付けで御承諾いただきましたが、甲乙間において当該譲渡債権を担保とする金融消費貸借契約を

年 月 日付けで締結し、当該契約に基づき乙は甲に対して、金銭を貸し渡し、甲はこれを借り受けて受け取りましたので、甲乙連署のうえ報告します。下記工事請負代金につきましては、今後は乙の下記振込口座にお振り込みください。

なお、この融資に際し、甲は乙に下記工事における下請人等への代金の支払状況及び支払計画に関する書類を提出し、乙はこれを確認しました。

記

〔譲渡債権の表示〕

1	工事名	第	号		
2	工事場所				
3	工期	自	年	月	日
		至	年	月	日
4	(1) 請負代金額	金		円	ただし、契約変更により増減が生じた場合は、変更後の額による
	-(2) 前払金額	金		円	
	-(3) 中間前払金額	金		円	
	及び部分払金額	金		円	
	(4) 債権譲渡額	金		円 (年 月 日現在見込額)
					ただし、契約変更により増減が生じた場合は、変更後の額による

〔承諾番号〕

〔振込口座〕

- 1 振込希望金融機関名
- 2 預金の種別、口座番号
- 3 口座名義（ふりがな）